



広報

とね

茨城県北相馬郡利根町役場
昭和49年4月20日発行 No. 120



生活環境の整備を重点に 昭和49年度の予算なる

総額六億一千一百七十四万九千円

【町議会第一回定例会】

(49年度一般会計)

昭和四十九年利根町議会第一回定例会は、三月十四日から同二十三日まで十日間の会期で開かれ、総額六億一千一百七十四万九千円の四十九年度一般会計予算など二十六件の議案が可決されました。

それでは次に、町長の予算編成方針をはじめ、一般質問議案等について順を追ってご紹介いたします。

四十九年度予算編成方針 町長

過去数年來の当町財政は、経済の高度成長に反映した地方交付税の増加に支えられ、行政水準の向上に積極的にとりくむ素地が整えられてきたが、昨秋以降の石油危機による異常な物価上昇と政府の総需要抑制によるきびしい経済情勢を背景として、更に税制改正の動向を勘案し、従來の如き地方交付税の増加は望めず、反面、町民生活水準の向

つづって保存いたしましたよう

上と急速な都市化に伴う行政需要は急増しつつあり、予測し難い今後の経済事情の推移

に対処し、弾力的かつ効率的な財政運営により、不況下においてもなお町民福祉の充実を図るため、左記方針に基づき本年度予算の編成を行った

一、歳出を極力圧縮すると共に、財源の重点的配分により投資効果の増大を図るよう考慮し、産業振興を配慮しつつ生活環境の整備に重点をおき特に福祉、文教に厚みを加え

記

た。

二、建設事業は、緊急施策のみを重点的に実施し、他の事業については、政府の総需要抑制強化の方針に対応し、極力抑制の措置を講じた。

三、経常的経費の節減、合理化を図ると共に、各種補助金等については、団体の性格、事業の効果を判断して適正化することに努めた。

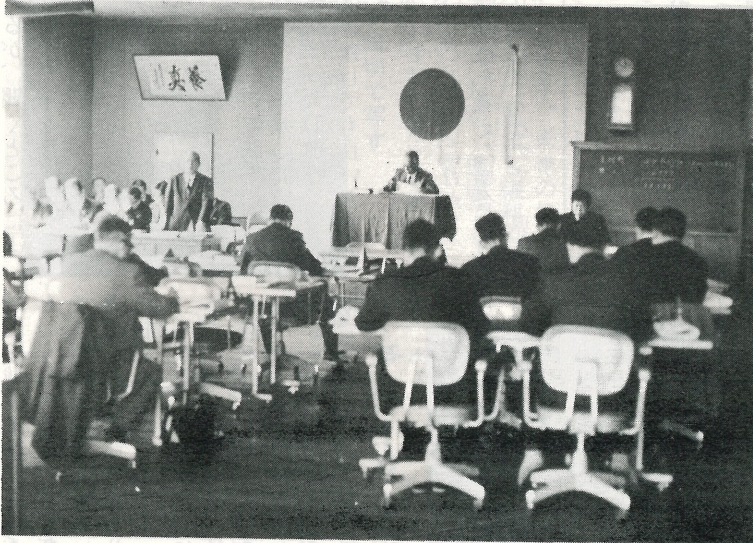
四、町税、使用料及び手数料等の適正化を推進し、自主財源の拡充を図ると共に後年度の財政運営の推移を配慮し、適正な地方債の運用を図った

：これは、過去三年間、小島町長が流動する社会経済情勢に対処し、大胆積極政策を推進してきたが、本年度よりは予測しがたい経済情勢の推移に対応しつつ、きめこまかい政策への移行であり、なお不況下においても住民福祉の実をあげるべく効率的な財政運営を計ったものである。

一般質問

堀越 彦里議員

問 (1) 宅造と飲料水の問題について、利根取水は、他府県との関係から不可能と思われる。現町民に不便をかけなく (2) 頁へつづく



▲ 町議会第一回定例会

いよう今後は、宅造を許可す
べきではない。

布川、羽中間の農地を買い
あさつておる京北商事に対し
町としては、宅造を許可する
考えない事を申し伝えよ。

(2)現在の利根町は、すべての
面で大きく変貌しつつありま
す。それだけに複雑で緊急を
要する問題も多くなつており
ます。これは職員の数を増し
ただけでは解決しません。

やはり助役をおき、内政面
を担当させるべきだと思いま
す。



▲利根町長

町長 土地利用計画に基づい
た考え方から、利根取水に至
るまでの概略についてお答え
します。

まず、土地利用計画につい
ては、昨年度または、それ以
前にもしばしば申し上げたよ
うに、現在、兼松江商が開発
を進めている反対側について
は、宅造は許可しない方針で
ある。

また、いろいろ噂されてい

ることについては、いっさい
単なるデマとして抽象的な町
長を批判する一部の言動とし
て受け取っていただきたいと
思う。

また、開発行為についてはは
町長の私案でするものではな
く、あくまでも議会の同意を
得て許可するという従来の方
針についても変わりはない。
それではなぜ、京北商事が
布川、羽中間の農地を買いあ
さつていゝのを止めないかと
申しますと、浄化センター建
設当初は、困るからと言つて
一度買収の中止を申し入れた

のであるが、聞くところによ
ると、地主が家を建てたいと
いう希望のもとに10アールか
20アールを売つていたのであ
るが、土地は町のものではな
いし、町としては、そこまで
押さえることができないので
困つていゝわけである。

ただし、将来水の問題が解
決できれば、大工場の二つか
三つは誘致しても良いと考え
ていゝ。

さらに生活に要する水の確
保といふことは、これから三
万田園都市を考えた場合には
最も必要なことなので、県南

就任のごあいさつ



利根町助役 山中 林

今度、はからずも浅学非
才の私が助役に選任されま
してその責任の重大さを痛
感している次第でございます。
す。

現在、利根町は、開発の
波に乗り、大きく変貌し、

町長の施策である生産と生
活の調和のとれた明るい豊
かな田園都市の建設に職員
と共に協力しいかにしたら
行き届いた住民サービスが
できるかを考え、研鑽に努
力いたし、補佐役としての
任務を遂行して、皆さまの
ご期待に報いたいと念願し
ております。

なにとぞ、よろしくご支
援とご鞭撻下さるようお願
いいたします。

【写真は山中 林助役】

地区広域水道建設促進委員会
というものを作つて51年度ま
でに利根川からとるといふ計
画のもとに県なり国なりに陳
情中である。

しかし、これは非常に困難
なことであり、従来小貝川よ
り取水しておる利根町の農業
用水の一部を飲料水にふりか
えるといふことが決して不可
能でないといふような判断の
もとに、町としても現在交渉
中である。

助役の方針については、私も
月のうち過半数というものは
財政に乏しい利根町をなんと
か有利にもつていくために県
なり国なりの助成を仰ぐべく
涉外接衝に追われるといふこ
とはたしかである。

それに、最近役場内にも職
員組合が結成されて、更に多
様化する行政事務に対処して
人員の増加といふことも考え
なければならぬ時であり、
部内の統率と職員の監督とい
うことについては、当然助役
の必要性を痛感しており、四
月からおきたいと考えていゝ
追つてこの問題については
議会でも十分ご審議の上にご協
力をお願いする。

鈴木 茂議員

問 (1)助役の方針につき省略
(2)利根町々民のための憩いの
(3)頁へつづく

備である。

徳満寺は名刹でもあり、旧布川城址でもあるので、場合によっては、多少投資をしてもそれを復元させて利根川に關するいっさいの資料等をまとめた資料館等をつくり、或いは子どもたちの遊び場になるような施設をおいおい作り緑の残された琴平様周辺を整備すれば立派な公園として憩いの場ができるのではないかと考えている。

この点については、先般徳満寺の住職とも話し合つて将来の計画について協力して下さるようお願いしてあるので予算に余裕があれば、あの付近一帯を逐次整備したいと考えている。

もう一点は、利根川の自然景観の利用であるが、いづれにしても本年度は、旧布川小学校あとに子どもの遊園地を作る予定である。

佐々木民三議員

問い (1)農・工・商三全の政策とその対応的具体策について一過疎化対策のもとに農地を宅地に転用し、土地開発が進められているが、その後

おける学校施設、公共施設、人的公害対策等の計画が並行に進められていない。開発許可と同時にそれに対応した責任ある開発許可がされているが不明である。

①農業対策の不備 農地が虫食いのように侵蝕され、灌漑排水が不完全となり、農業生産に支障をきたして行くのは目に見えている。その対応策として農協、農業

経営者、町政と一体の中で協議し、町としての農業振興対策をすべきであるが、その対策は形式的である。故に農地所有者をみると貴重な土地を手放し、未来の展望を失いつつある現状である。そこで開発事業者にも農業者擁立の責任を講じさせるべきである。もし、その策が講じられていないらば、計数を明示されたい。

②商工会の対策 経営者、町政と一体の中で協議し、町としての農業振興対策をすべきであるが、その対策は形式的である。故に農地所有者をみると貴重な土地を手放し、未来の展望を失いつつある現状である。そこで開発事業者にも農業者擁立の責任を講じさせるべきである。もし、その策が講じられていないらば、計数を明示されたい。

③公共施設の対策 教育施設をみると、現状の住民の子弟が充分に就学できる施設といえない。それにもかからず、下屋敷が宅造され、転入児の増で更に施設不足に落ち入り困窮状態である更に中田切、新田地区の宅造が完成されれば現状の施設では、完全な収容はできない。それを認知の上でありながら計画が不明確でないか。具体的に児童数増加の見通しと施設の充足整備計画を明示されたい。



▲ 3月26日兼松江商(株)施工の利根ニュータウン起工式が挙行されました。詳細については来月号に掲載いたします。

公共施設に対し、再三執行部に伺っているが、四地区の全体計画進行が不明瞭である経済的又は物価狂乱の時などともあまりこの計画が進行していない。意表をつく物価狂乱とはいえず、それに対応した町の方策、県、国に対する方策がどのように講じられたか伺いたい。

(2)学校教育費父兄負担軽減策について一町当局の暖かいご配慮で教師や児童に対する補助費が増額されているという事を聞いていますが、更に対処していただきたいといわれているのは、学習用実験実習教材費の消耗品費である。教育は一般行政の消耗品の使用と用途が異質のものがあるのに、その点の理解が不十分の感じがする。ただ教育の管理費の中の消耗品費にいつさい合計上するのでは、他からみて多額のようにみえるが、内容を整理して教育振興費の中に需用費を設け配慮すべきではないかと思う。見解を伺いたい。

学校給食の値上げ論を聞いていますが、最小限に押さえる方策はないか伺いたい。例えば物資を共同購入し、共同調理等、その他の方策、さらに藤代町、守谷町の給食センターの合理化を調査したが、町としてはどのように分析しているか伺いたい。

(3)生活保護家庭の手当の増額について一昨今の物価の急上昇にともない、一般家庭でも大変生活が苦しく考えこんでしまします。ましてや生活保護家庭の皆さまには、収入は少なく、一般家庭以上に日常生活が苦しくなり、最悪の事態を招いているものと存じます。

(4)頁へつづく

す。

ついでには、町の行政上の目標にも福祉重点を言明せられておりますので、昨今の物価の急上昇に対応して生活保護の家庭手当のアップ、諸物価の値上げにスライドして手当の増額を特に希望いたします。

町長 意図をお伺いしたいことをお答えして、あとは教育長から具体的な事例をとりえて答弁させたいと思う。

まず第一点の農業対策であるが、最近いわれているように、たとえ農地が虫食いになろうと、反面、農業を続けていくという者に対しては、水田の場合等、土地改良区と話しあつて、責任をもつて順調な用水の確保に努力するつもりである。又将来は、農地の集団化ということも考慮し、大型機械を導入した大規模な農業経営をするための圃場整備も行いたいし、更に米だけに依存しないいわゆる都市近郊農業にもつて行く考えであり、農政も決しておろそかにするものではない。

又、土地を手離した者についても、農業に希望を失ったからではなく、実際にはその逆で、将来子弟には農業をつがせず、立派な学校教育をさ

せるなどして、新しい次元と光明を求めて売ったというのが実情であり、決して町が強制的に土地を取り上げたものではなく、更に離農者に対しては、大工場を誘致するなどして十分な対策を講じたいと考えている。

商工業の対策については、たしかに人口三万の都市になれば、大資本の進出も考えられるので、これからの商業はどうあるべきかということについて調査研究せねばならないと思う。

そこで商工会に対しても、町だけに頼ることなく、商工会自体としても自分たちの生きる道なのだから、十分なる対策を考えるよう指導しており、そのための商工振興費も本年度は大幅に計上してあるわけで、農、工、商共々の繁栄を期するというのが本来の私の考え方である。

公共施設の問題についても学校をはじめ、すべて将来十年後を展望した計画を立て、年度計画に基づいて実施しているわけであるが、すべてを一挙に完成させるといふことは不可能である。

生活保護家庭については、町独自で要保護者一人につき二千円の物価手当を支給する



▲大越教育長

大越教育長 学校施設及び用地と人口が増加した場合の学校の増築とか、特別教室、教務教材の不備であるとかいうご質問、又学校教育費負担軽減対策について、特に消耗品と学校給食の問題などについて一応概略をご説明したいと思います。

まず、学校の用地と将来の計画については、文小中学校は管内に羽根野台、早尾台と宅地が造成されつつありますので、当然児童の増加が見込まれます。しかも現在の文小は校舎も老朽化しているし、校庭も狭いので、この北約三百mのところを敷地を確保し、更に拡張したいと考えております。

布川小学校は、面積もいちはん広く校舎も建てたばかりなので、白鷺団地の生徒が転入しても現在のところ不足するということはないと思う。

ただ八幡作と兼松江商が行っている宅造が完成した場合は当然不足するので皆さんのご協力を得て増築する考えである。

文間小学校は、七〇アールほど校庭を拡張し、本年度から二年継続事業で建設することになっている。

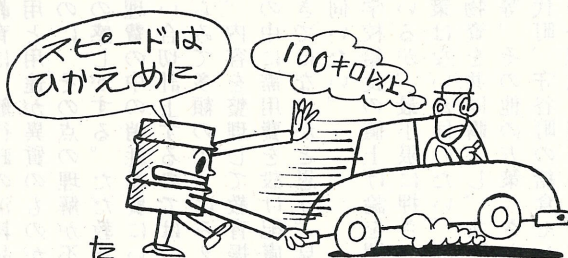
東中間小学校については、北側に約三三アールを購入した。

利根中学校は、現在生徒数はふえていないが、将来をみこして現校舎のすぐ下に約三ヘクタールの校庭を作るので困るようなことはない。以上のような計画で現在進んでいる。

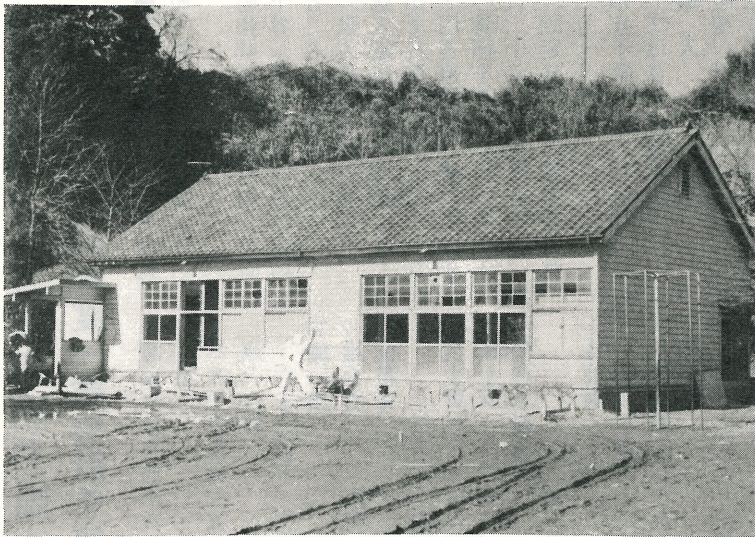
消耗品の問題については、今までの予算の立てかたから申しますと需用費の中一番大ききに消耗品があるが、種類は、百四十種類位あるが、これをいくつかに分類して購入するよう各学校に指導を行っている。

給食費の問題は、教育委員会でも物価高騰の折柄、非常に困っているが、値上げしないと文部省から指示されたカリオリを取るには困難なので四百円程度(現行千四百円)は、上げなくてはならないのでP・T・Aにも相談して

解を得ておる。給食センターについては、短所と長所があり、いろいろの面から検討してみると、現在のまま進んでゆくべきだと思っている。なお、生活保護を受けている家庭の児童については、現在あらゆる面で多額の補助を行っている。



ガソリン節約はみんなが協力



▲ 旧布川小学校の崖際の校舎が、老人憩いの家にふさわしく立派に改造されました。

出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億一千六十万九千円。直営診療施設勘定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ九十五万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二千九百七十四万九千円とする。

○歳入 (事業勘定) ○国庫支出金 四百三十二万八千円

○繰越金一百七十七万六千円 歳入合計 五百五十万四千円 ○歳出 ○総務費 六十一万七千円 ○保険給付費 四百七十三万九千円 ○保健施設費 十四万八千円 歳出合計 五百五十万四千円 ○施設勘定) ○歳入

○診療収入 △三百六十二万八千円 ○使用料及び手数料 一万四千円 ○財産収入△三十万 繰入金三百万円 ○諸収入 △四万二千円 歳入合計△九十五万六千円 ○歳出 ○総務費 △二十万四千円 ○医業費 三十万四千円 ○施設整備費 △一百一十四千円 ○公債費 △四万二千円 歳出合計△九十五万六千円

○議案第三号 利根町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 利根町議会議員の費用弁償が次のとおり改正されました (カッコ内は改正前の額) 一、〇〇〇円(八〇〇円) ○議案第四号 利根町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 町長、助役、収入役の旅費(日当一日につき)が次のように改正されました。

町医(歯科) 四、〇〇〇円 校医(年額) 五〇、〇〇〇円 校医(歯科・年額) 三〇、〇〇〇円 国民年金協議会(以下日額) 委員長 二、五〇〇円 委員 二、〇〇〇円 国民年金保険料貸付委員会の委員 委員長 二、五〇〇円 委員 二、〇〇〇円 青少年問題協議会委員 委員長 二、五〇〇円 委員 二、〇〇〇円 防犯会議委員 二、五〇〇円 国民健康保険運営委員会委員 (以下年額) 委員長 一四、〇〇〇円 委員 一二、〇〇〇円 簡易水道運営委員会委員 委員長 一四、〇〇〇円 副委員長 一二、〇〇〇円 委員 一一、〇〇〇円 区長 基本給 一四、〇〇〇円 戸数割 五〇〇円 統計調査員 委員長 一二、〇〇〇円 副委員長 一一、〇〇〇円 委員 一〇、〇〇〇円 青少年相談委員 五、〇〇〇円 社会教育委員(日額) 二、五〇〇円 公民館長(月額) 三〇、〇〇〇円

助役 八五〇円 収入役 七五〇円 ○議案第五号 利根町特別職

町医 五、〇〇〇円 民生委員推せん委員会委員 二、〇〇〇円

町医 五、〇〇〇円 民生委員推せん委員会委員 二、〇〇〇円

公民館運営審議会委員

(日額)

委員長 二、五〇〇円

副委員長 二、二〇〇円

委員 二、〇〇〇円

学校薬剤師 (年額) 二〇、〇〇〇円

特別職報酬等審議会委員 (日額)

委員長 三、〇〇〇円

委員 二、五〇〇円

体育指導員 (年額) 五、〇〇〇円

交通指導員 (年額) 一〇、〇〇〇円

〇 議案第六号 利根町職員

給与に関する条例の一部改正

について

行政職給料表は、従来四等

級制を採用しておりましたが

今度五等級制に改正したも

です。最低額四三、五〇〇円

最高額一五五、〇〇〇円。

〇 議案第七号 利根町職員

の旅費に関する条例の一部改正

について

利根町職員の旅費(日当一

日につき)が次のように改正

されました。

一等級、二等級

八五〇円(七五〇円)

三等級、四等級、五等級

八〇〇円(七〇〇円)

〇 議案第八号 利根町消防団

員の定員、任免、給与、服

務

等に関する条例の一部改正に

ついて

消防団員の報酬(年額)が

最低一、〇〇〇円から最高一

〇、〇〇〇円引き上げられ次

のように改められました。

〇 議案第九号 利根町予防接

種分担金徴収条例の一部改正

について

これは、予防接種法第五条

に基づく定期の予防接種を行

ったとき、義務教育終了前

者については、全額分担金を

免除するというものです

〇 議案第十号 利根町国民健

康保険条例の一部改正につ

いて

助産費及び葬祭費が次のよ

うに改正されました。

助産費(被保険者が出産し

たとき助産費として支給す

る)

二〇、〇〇〇円

(一〇、〇〇〇円)

葬祭費(被保険者が死亡し

たとき支給する)

一〇、〇〇〇円

(三、〇〇〇円)

なお、高額療養費の支給に

ついては、本年七月一日から

実施されますが、詳細につ

ては後日お知らせいたします

〇 議案第十一号 利根町国民

健康保険診療所使用料等条例

の一部改正について

診断書等の手数料が次のよ

うに改正されました。

診断書一通につき

一、〇〇〇円(五〇〇円)

特殊診断書一通につき

二、〇〇〇円(七〇〇円)

五、〇〇〇円)

〇 議案第十二号 稲敷地方広

域市町村圏事務組合規約の変

更について

昭和四十八年十二月十七日

地指令第五六六号で稲敷地方

広域市町村圏事務組合が設立

許可になったが、条件が付さ

れたので、条件どおり付則の

改正が行われたものです。

〇 議案第十三号 字の名称変

更について

この件は、羽根野及び早尾

台の開発により、字の名称が

変更されるもので、従来の大

字羽根野字中島山付飛地、字

中島山、大字早尾字下池、字

房山等の一部とこれに伴う国

有地の全部を利根町大字羽根

野字羽根野に変更されました

〇 議案第十四号 町有地の処

分について

大字布川字三番割の町有地

を利根浄化センター建設敷地

として、茨城県に売却したも

のです。

地積 一万九百四十六㎡

売却価額四千五百八十四万

一千八百四十八円

〇 議案第十五号 利根町社会

教育委員に関する条例につ

いて

〇 議案第十六号 利根町立公

民館の設置、管理及び職員に

関する条例について

社会教育法第二十四条及び

(8)頁へつづく



▲ 3月17日「町を明るくする集い」が開かれ、県警音楽隊と交通少年団等による町内のパレードが行われました。

昭和49年度利根町
一般会計予算

(別表)

歳入	単位千円
1 町 税	1 2 1, 8 5 4
2 地 方 譲 与 税	5, 0 0 0
3 自動車取得税交付金	6, 0 0 0
4 地 方 交 付 税	3 3 0, 0 0 0
5交通安全対策特別交付金	1
6 分担金及び負担金	1 1, 0 4 0
7 使用料及び手数料	1, 6 0 6
8 国 庫 支 出 金	5 0, 7 8 5
9 県 支 出 金	1 6, 1 6 1
10 財 産 収 入	1 3, 0 2 0
11 寄 付 入 金	1
12 繰 入 金	2 6, 5 0 0
13 繰 越 金	3, 0 0 0
14 諸 収 入	7, 7 8 1
15 町 債	1 9, 0 0 0
歳 入 合 計	6 1 1, 7 4 9

歳出	単位千円
1 議 会 費	2 3, 6 4 4
2 総 務 費	1 4 0, 3 1 8
3 民 生 費	9 4, 7 5 4
4 衛 生 費	3 1, 8 4 8
5 農 林 水 産 業 費	2 4, 6 1 8
6 商 工 費	1, 7 5 0
7 土 木 費	8 2, 1 5 5
8 消 防 費	1 6, 3 4 8
9 教 育 費	1 6 2, 8 5 6
10 公 子 費	3 0, 4 5 8
11 予 備 費	3, 0 0 0
歳 出 合 計	6 1 1, 7 4 9

第十三条第四項の規定に基づき、利根町立公民館の設置、管理及び職員に關し、必要な事項を定めるものとして、この条例が定められたものです。
○ 議案第十七号 昭和49年度利根町一般会計予算について 議会はまず、上程された予算案に対し、町長及び各主管課長の説明を求め、更に各常任委員会がそれぞれの分野で慎重に審議を重ね、議会最終日の三月二十三日、各委員長がその結果報告を行い、新年度の予算は万場一致で可決されました。
 歳入歳出については別表のとおりです。
○ 議案第十八号 昭和49年度利根町国民健康保険特別会計予算について

○ 議案第十九号 昭和49年度利根町簡易水道事業特別会計予算について
 (注) 特別会計については来月号に掲載いたします。
○ 議案第二十号 昭和48年度利根町一般会計補正予算について
 昭和48年度利根町の一般会計予算(第5号)は次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一百七十八万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七億三千九百七十四千円とする(既定額は七億三千七百二十八万五千円)
○ 歳入
 県支出金一百十四万七千円

○ 諸収入 六十四万二千円
歳入合計 一百七十八万九千円
○ 歳出
○ 総務費 六十七万円
○ 民生費 十一万九千円
○ 土木費 一百万円
歳出合計 一百七十八万九千円
○ 議案第二十一号 昭和48年度利根町簡易水道事業特別会計補正予算について
 この件は、布川台水道本管布設につき、不足額三十万円を補正したもので、三十万円は一般会計より出資。
○ 議案第二十二号 昭和48年度利根町広域下水道建設用地買収事業特別会計補正予算について
 昭和48年度利根町広域下水道

道建設用地買収事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一百二十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四百二十万円とする。
 (既定額は三百万円)
○ 歳入
○ 諸収入 一百二十万円
○ 歳出
○ 広域下水道費 一百二十万円
○ 議案第二十三号 利根町職員定数条例の一部改正について
 利根町職員定数条例の一部を次のように改正する。(定義)

- 第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、教育委員会、農業委員会の事務部局に常勤勤務する地方公務員及び六月以内の期間を定めて雇用される者を除くをいう。(職員の定数)
- 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする
- (1) 町長の事務部局の職員
 - 事務吏員 65人
 - 技術吏員 3人
 - その他の職員 10人
 - 計 78人
 - (2) 議会の事務局の職員
 - 事務局長 1人
 - 書記 1人
 - 計 2人
 - (3) 教育委員会事務部局の職員
 - 事務吏員 10人
 - 技術吏員 1人
 - その他の職員 15人
 - 計 26人
 - (4) 農業委員会の職員
 - 事務吏員 4人
- 第3条 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、任命権者が定める。
- 付則
 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 議案第二十四号** 土地の取
 (9) 頁へつづく

得について

学校敷地として、左記の土地を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により議会の議決を求める。

一、場所 利根町大字布川字北郷七七一

二、面積 二、一一五㎡

三、取得予定価額 一千二百万円

四、契約の相手方 利根町大字布川大貫千代松

○議案第二十五号 土地取得について

前号と同じく、東文間小学校敷地を取得しようとするものです。

一、場所 利根町大字立崎三七一

二、面積 三、三三二㎡

三、取得予定価額 一千一百九十万円

四、契約の相手方 利根町大字立崎

○議案第二十六号 利根町有地払下げについて

(注) 議案撤回

○議案第二十七号 助役の選任について

利根町助役に、後記の者を選任したいから地方自治法第一六二条の規定によって議会の同意を求める。

利根町大字加納新田

一、三六四番地 山中 林

大正三年八月二十日生

なお、山中氏は前利根町収入役であり、この件は満場一致の同意により可決されました。

(注) 議案第三号から同十一号まではいずれも昭和49年4月1日から適用。

こどもの日

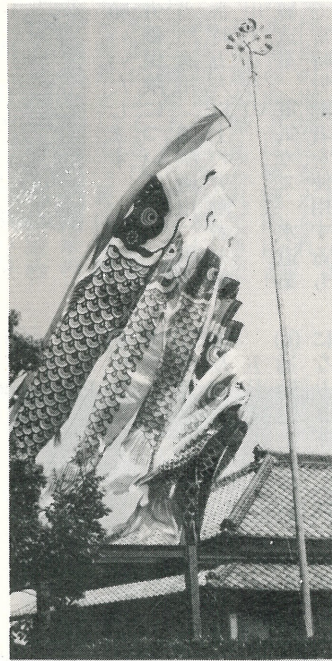
五月五日はこどもの日です国民の祝日に関する法律によりますと、こどもの日というのは、こどもの人格を重んじこどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。と書いてあります。個人の尊厳と基本的人権は憲法で保障されていますが、とくにこどもについて

は、未来の担い手としてすこやかに成長できることを期待し、すべての児童の幸福をはかるため、昭和二十二年十二月に児童福祉法が制定されました。

この日、初孫のために庭に柱を立ててコイノボリをあげてやるおじいちゃんもいらつしやるでしょう。お母さんも菖蒲(しょうぶ)の葉を切っておふろにいれ、お子さんといっしょにおはいりください小さな手に葉をつかんで、力いっぱい伸びようとする姿こそ、お母さんはお子さんの成長を肌で感じます。

こどもの日は、こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる日です。未来の社会を背負って立つ責任と権利をもつこどもたちが、健康で幸福に育つように願わずにはいられません。

▲中田切で写す



▲ 去年の秋庭先きに植えたチューリップが、いっせいに花をひらきました。写真は、カイザースクルーンといって背丈の低い早咲きの品種です。

チューリップ

さいた さいた

チューリップの花が

ならんだ ならんだ

あか しろ いろいろ

どの花 みても

きれいだな

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

広報文芸

俳句: S・Y生

種糊の折れ易き根の白さかな

組み終へし棧敷の花となり

けり

春愁や眉剃り落とし眉描き

うるむ灯の一つは遠し初蛙

商工会だより

●総会に出席しましょう

三月の決算が終わると、四十八年度の収支決算、事業遂行状況について監査を受け、さらに役員会において承認を得てから、総会において会員の検討承認をいただくこととなります。

総会開催予定は、五月下旬になると思いますが、会員二百十二名の半分以上のご出席がないと成立しません。

会の運営はどのような方法でいるかを理解していただくためにも、また今後の運営を決定する上においても会員の力がたがたのご協力がなくては決まれません。

忙しい時期でございましょうが、商工会のいちばんたいせつな行事の一つですから、ぜひご出席くださいますよう

●労働保険について

①当然適用(強制適用)事業
○常時五人以上の労働者を使用するもの
○製造業、電気ガス、水道業で常時労働者を使用するもの

②任意適用事業
○建設業で常時労働者を使用するもの
○製造業、電気ガス、水道業で常時労働者を使用するもの

③一元適用事業
○労災保険と失業保険の保険料を合わせて、一つの労働保険として取扱う保険料の算定納付等を両保険一本で行う事業

④二元適用事業
○労災保険と失業保険を別個に取扱い、労働保険料の算定納付等は別々に二元的に行う事業



⑤概算保険料確定保険料の申告及び納付
五月十五日
⑥通勤途上の労働災害も対照になります。(四十八年十二月改正)

◎労働保険事務組合(商工会内)があり、委託届けにより事務の代行を行っています。
強制適用に該当する事業主は申請手続きを忘れずにいたしましょう。

◎申請手続きに必要なもの
印鑑及び一月、十二月分までの給料支払明細書をご持参ください。

●**税務個別指導**
四十九年度分青色申告の申請をしたかた、現在帳簿をつけているがわからないと言わ

れるかたを対象に税理士による個別指導を定期的に実施いたします。

該当される方は指導開催日の通知を送付いたしますのでお知らせ下さい。(電話でも受付をいたします。)

●**店舗診断申込受付**
商品陳列、店舗の増改築を計画の中のかたはまず専門家の診断を受けましょう。
(利根町商工会事務局)

日曜配達休止のお知らせ

町内の皆さまには、平素なにかと郵便局の業務全般にわたりまして、大変ご協力をいただいております。この機会に厚くお礼を申し上げます。

つきましては、今回、省の方針により、当町も日曜日の郵便配達業務を去る三月三十一日(日)から休止することになりました。

なお、これに伴い、月曜日の配達は、日曜分も含めて、二度地は最初の便で、一度地は当日完全配達に万全を期することになっておりますので念のため申し添えます。

ただし、速達は日曜日でも

配達いたします。

利根郵便局
町内の皆さまがたへ



利根町人事

【新採】(総務課) 四月一日

- 姥原 一博
- 木村 克美
- 坂本 孝
- 石塚 稔
- 中山三重子
- 染谷 邦子
- 中沢 和子

町勢 (昭和49.4.1現在)		
世帯数	2,030	
人口	9,133	{ 男 4,481 女 4,652 }
発行所	利根町役場	
町長	小島 栄一郎	
編集	総務課 広報係	
電話(利根)	(029768) 2211, 2212, 2213	
印刷	倉沢印刷株式会社	